

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月23日（平成27年（行個）諮問第30号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（行個）答申第161号）

事件名：本人の情報提供による監督指導に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故にかかわって私が特定監督署特定職員Aに申告，相談，情報提供した件全般（死傷病報告書の件だけは除く）調査内容，文書指導内容，判断過程，私が特定職員Aにした申告内容，私が労働局特定部署特定職員Bに申告，相談，情報提供した件とそれへの回答等の全て，私が監督署及び労働局特定部署特定職員Bに指摘した事も，作業前点検，点検後の補修，速度超過，安全管理者，安全衛生教育，職長等教育，虚偽報告等是正勧告書も」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成26年11月6日付け埼玉労働局個開第26-120号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その全部開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

全部開示を求める。少なくとも黒点の部分は欲しい。

- 開示された文書には，私が会社から使用させられた特定機械も特定部品メーカー，品番，型番，状態等が一切記載されていない為（調査をしているのだから知っているはず。）
- 私が特定監督署特定職員A及び監督署と電話口頭監督署内面会等にて会話した内容等が多々欠落している。開示されていない部分が多々ある為

労働局監督課への報告，伝達業務を果していないから開示されない

のでは？

私は全ての記録を残すよう監督署に言ってあり了解を得ています。

少なからず、私が監督署側から、それまで実際にお聞きした全ての話、説明、報告、結果等及び私が特定監督署に、それまでに実際にした私の考え、申告、情報提供、相談、意見、主張、要望、苦情、批難、指摘、問題提起、意思表示、憤り、不満、その他等は、開示されなければおかしいはずである（下線内容は上記記載内容と以後記入します。）。

- 私が監督署に送付した書面及び私が考え作成した書面が黒塗りにされている部分が多々ある為

私が考え作成し監督署に送付した書面は、私の考え等（上記記載内容）である。

結果として、書面を送付して監督署が受け取って、見てもらったという事なのだが、なぜ私が作成した書面までが黒塗りになるのか？私には到底理解不可能である。

おそらく開示、未開示を労働局監督課が判断するにあたって、どの部分を開示、未開示とするべきか、しっかり考えず頭を使うことなく単調に流れ作業の如く黒塗り作業、判断をしたのだろう。この事等が私には読み取れる。

私が作成し私が監督署に送付した書面は黒塗りにされる覚えは、到底ない。

私の考え等（上記記載内容）までも、闇に葬るのか？見られると都合が悪いのか？

隠ぺい工作か？等を強く感じてしまい、黒塗りにされている事に対して、誠に遺憾で強い恐怖等を感じている。

- 私が監督署にした主張等（上記記載内容）が、あまりにも監督署にとって都合の良い風に改ざんされてしまっている。私の主張が足りていない言葉が足りない為

例：「平成26年特定月日 強要の判断ができないなら情報提供すべき」と開示されているが、業過と刑事訴訟法239条2項等も発言し、警察に通報情報提供すべきと発言したのだが、この例の開示だと意味が足りておらず欠落している。

業過の文字が一切存在していない。

このような主張が足りていない言葉が足りていない開示が多すぎる為

わざとやっているのか、そのように感じたのか、聞く耳がないのか、私には不明ですが、いずれにしても私は録音と照らし合わせ作業をし、そのうえで事実を私は言っています。また知人も同席し、しっ

かりと聞いている事でもある。

訂正請求という方法もありますが、量が多すぎるため時間がかかっています。

現在訂正請求をするにあたり録音と照らし合わせ作業しています。

なぜ私がこんな事をしなければならないのかという強い疑問も生じています。

本来であれば監督官、監督署、労働局が機能していれば、または業務を果たしていれば、こんな作業はする必要がないと思うと非常に憤りを感じて怒りさえ感じています。

審査請求で済むなら審査請求で済みたいと考えた為
労働局特定職員Cにも、これらを言ってあります。

- なんの書面なのか全く不明だが、全面黒塗りが多すぎて気になる為
- 死傷病報告書の件だけは除くと記入して開示請求したのだが、これに係る物が実際に開示されている、さらには監督復命書というのが開示されているのだが、是正勧告書に○がついていた。なんの是正勧告書か全く理解推測不可能な為、実に紛らわしい。

このことについて、今まで何の説明も、誰からもされていない。

ちゃんと私が請求した文書を読んでいるのか？大いに疑問である。
デタラメ？

このことも、おそらく開示未開示を労働局監督課が判断するにあたって、どの部分を開示未開示とするべきか、しっかり考えず頭を使うことなく単調に流れ作業の如く黒塗り作業、判断をしたのだろう。この事等が私には読み取れる。

というかここまでくると、このようにしか私には受けとらえざるを得ない。

- 今回の特定月日の労災事故にかかわる申告等（上記内容等）を今まで再三にわたり特定監督署等に行っているのだが、全く機能していない業務を果たしていない私の話を聞く耳を持っていないと強く感じた為、助けを求めるという意味でもある為、私が言われた事をはっきりさせる為

どこの弁護士に聞いてもどこの社労士に聞いても今まで違反との説明を受けた。

あきらかに安全衛生法違反なのだが、違反にしていないという事実がある。

私の申告等（上記内容等）が無視され、軽視され、会社側の味方もしくは偏向的判断がされ、理不尽極まりない扱いを受けていると強く感じている。

（中略）

これら，私には監督署側の人間が，自分たちの都合の良いところだけを開示して，都合の悪いところは闇に葬っていて隠ぺい工作と強く感じてしまう（会話等は録音有り。）。

（後略）

（２）意見書

審査請求人から，平成２７年３月１０日，同月３１日，４月２０日，５月７日及び同月１８日に意見書が当審査会宛て提出された（当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから，その内容は記載しない。）。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

本件審査請求は，審査請求人である開示請求者（以下，第３において「請求人」という。）が平成２６年１０月６日付け（同月７日受付）で行った「平成２５年特定月日特定事業場内にて起きた請求人の労災事故にかかわって請求人が特定監督署Ａ担当者に申告，相談，情報提供した件全般（死傷病報告書の件だけは除く）調査内容，文書指導内容，判断過程，請求人がＡ担当者にした申告内容，請求人が労働局特定部署Ｂ担当者に申告，相談，情報提供した件とそれへの回答等の全て，請求人が監督署及び労働局特定部署Ｂ担当者に指摘した事も，作業前点検，点検後の補修，速度超過，安全管理者，安全衛生教育，職長等教育，虚偽報告等是正勧告書も」の開示請求に対し，処分庁が平成２６年１１月６日付け埼玉労働局個開第２６－１２０号により行った部分開示決定（原処分）を不服として，平成２６年１１月２５日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした情報のうち，下記３（３）に掲げる部分については新たに開示した上で，その余の部分については，法１４条２号，３号イ及びロ，５号並びに７号イに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

３ 理由

（１）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は，請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和２２年法律第４９号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり，別表２の１欄に掲げる文書番号１ないし８の文書（以下，第３において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け，諮問庁において対象文書の確認を行ったところ，以下に記載する情報は，請求人の個人に関する情報ではなく，さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから，請求人を本人とする

保有個人情報には該当しない。

ア 対象文書 7 の③

対象文書 7 の③の是正勧告書（控）の是正確認欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 対象文書 1 の⑤， 2 の④， 4 の④， 6 の①及び 8 の②

これらについては、請求人が、開示を請求する保有個人情報から除外しているものであるため、本件対象保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書 1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳はかかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「次長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

対象文書 1 の申告処理台帳続紙の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書 1 の③及び④は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の①ないし④は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②及び③は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書及び続紙（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

また、監督復命書の続紙には、一般的には監督復命書（続紙）との標題が付され、「監督種別」、「整理番号」、「参考事項・意見」が記載されている。

（ア）監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある

ため、法14条3号イに該当する。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書2の③は、労働基準監督官の調査手法が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、調査手法が明らかになり、労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14

条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書2の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書2の②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 指導票（控）（対象文書3）

指導票（控）は、労働基準監督官等が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に照らし、改善を求めると判断される事項があった場合、その事項について改善すべき旨を記載して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。

一般的には、指導票（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業場の名称」、「代表者職氏名」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官等の官職及び氏名」、「前文」、「指導事項」、「受領年月日」、「受領者職氏名」等が記載されている。

指導票（控）の前文には指導事項の改善状況の報告期日、指導事項には、特定事業場における内部管理等に関する情報、労働基準法等

関係法令に照らし改善すべき指導事項等が記載されている。

対象文書3の①は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的かつ詳細な情報が記載されているが、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないため、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の信用を低下させ取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させるなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものである。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書3の②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

エ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書4）

対象文書4の②は、労働基準監督官の意見等が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意志決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書4の③には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

また、対象文書4の①及び③には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必

要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが生じることとなり、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書4の③には、請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

オ 特定事業場から提出された文書（対象文書5）

対象文書5の特定事業場から提出された文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書5には、請求人以外の個人に関する情報が含まれており、これらの情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

カ 是正勧告書（控）（対象文書7）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事

項については是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。一般的には、是正勧告書（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業の名称」、「代表者職氏名」、「事業場の名称」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官の氏名」、「前文」、「法条項等」、「違反事項」、「是正期日」、「是正確認」、「受領年月日」、「受領者職氏名」が記載されている。

対象文書7の①の是正勧告書（控）のうち、なお不開示とした部分には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書7の②は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

キ 労働相談に係る文書（対象文書8）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場（所）名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。

対象文書8の①には、労働基準監督官の調査手法及び対応方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務にお

いて、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした情報のうち、対象文書1の⑥、6の②及び7の④については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「私が特定監督署に、それまでに実際にした私の考え、申告、情報提供、相談、意見、主張、要望、苦情、批難、指摘、問題提起、意思表示、憤り、不満、その他等は、開示されなければおかしいはずである 私には監督署側の人間が、自分達の都合の良いところだけを開示して、都合の悪いところは闇に葬っていて隠ぺい工作と強く感じてしまう（会話等は録音有り）」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------------------------|
| ① | 平成27年2月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月3日 | 審議 |
| ④ | 同月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月31日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ | 同年4月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑦ | 同年5月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑧ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑨ | 平成28年8月2日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑩ | 平成29年1月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故にかかわって私が特定監督署特定職員Aに申告、相談、情報提供した件全般（死傷病報告書の件だけは除く）調査内容、文書指導内容、判断過程、私が特定職員Aにした申告内容、私が労働局特定部署特定職員Bに申告、相談、情報提供した件とそれへの回答等の全て、私が監督署及び労働局特定部署特定職員Bに指摘した事も、作業前点検、点検後の補修、速度超過、安全管理者、安全衛生教育、職長等教育、虚偽報告等（是正勧告書も）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の全部開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

(1) 諮問庁は、別表1の1欄に掲げる文書7（是正勧告書（控））の③

「是正確認」欄については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 諮問庁は、別表1に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の⑤、文書2（監督復命書及び続紙）の④、文書4（担当官が作成

又は収集した文書)の④、文書6(審査請求人から提出された文書)の①及び文書8(労働相談に係る文書)の②の不開示部分については、審査請求人が開示を請求する保有個人情報から除外しているものであるため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分は、審査請求人が、開示請求書において「死傷病報告の件だけは除く」として、開示を請求する保有個人情報から除外した情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1(申告処理台帳及び申告処理台帳続紙)の不開示部分について

ア 文書1の①の不開示部分について

文書1の①の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督署における処理方針等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②の不開示部分について

(ア) 文書1の②の不開示部分のうち、4頁の「処理経過」欄1行目1文字目ないし8文字目、116頁の「処理経過」欄5行目1文字目ないし10文字目及び124頁の「処理経過」欄8行目12文字目ないし18文字目については、原処分が開示されている4頁の「処理方法」欄1行目、116頁の「処理方法」欄5行目及び下記(4)ウ(ア)aにおいて開示すべきとする256頁の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の②の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、被申告事業場の担当者との具体的なやり取りの内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1の③の不開示部分について

文書1の③の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 文書1の④の不開示部分について

(ア) 文書1の④の不開示部分のうち、130頁の「処理経過」欄1行目については、原処分で開示されている130頁の「処理方法」欄1行目の記載から推認できる内容であると認められる。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書1の④の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官が行った調査内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（監督復命書及び続紙）の不開示部分について

ア 文書2の①の不開示部分について

(ア) 文書2の①の不開示部分のうち、28頁の「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄、183頁の

「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄並びに340頁の「労働者数」欄の不開示部分、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄については、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（1）アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書2の①の不開示部分のうち、28頁の「署長判決」欄、183頁の「署長判決」欄及び340頁の「署長判決」欄は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容等が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（ウ）文書2の①の不開示部分のうち、28頁、29頁、184頁、340頁及び341頁の「参考事項・意見」欄について

a 28頁の「参考事項・意見」欄4行目、29頁の「参考事項・意見」欄4行目及び9行目、184頁の「参考事項・意見」欄3行目ないし4行目20文字目、35文字目ないし5行目32文字目、12行目、16行目8文字目ないし17文字目、18行目ないし22行目11文字目及び25行目1文字目ないし8文字目、340頁の「参考事項・意見」欄4行目並びに341頁の「参考事項・意見」欄4行目及び9行目については、原処分で開示されている28頁の「参考事項・意見」欄1行目19文字目ないし2行目2文字目の記載、136頁の「処理経過」欄9行目ないし21行目の記載、183頁の「参考事項・意見」欄1行目36文字目ないし3行目2文字目の記載及び340頁の「参考事項・意見」欄1行目19文字目ないし2行目2文字目の記載と同様の内容であると認められる。

このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の

長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- b 28頁、29頁、184頁、340頁及び341頁の「参考事項・意見」欄のうち、上記aで開示すべきとする部分を除く部分に記載されている情報は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 文書2の①の不開示部分のうち、28頁の「是正期日」欄1行目、183頁の「違反法条項・指導事項等」欄1行目及び2行目、「是正期日」欄1行目ないし3行目並びに340頁の「是正期日」欄1行目に記載されている情報は、違反法条項、指導条項及びその是正期日に係る記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 文書2の②の不開示部分について

文書2の②の不開示部分には、面接者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ 文書2の③の不開示部分について

文書2の③の不開示部分に記載されている情報は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（１）アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（３）別表 2 に掲げる文書 3（指導票（控））の不開示部分について

ア 文書 3 の①の不開示部分について

（ア）文書 3 の①の不開示部分のうち、30 頁の「指導事項」欄 1 行目 1 文字目ないし 17 文字目及び 21 文字目ないし 2 行目並びに 34 2 頁の「指導事項」欄 1 行目 1 文字目ないし 17 文字目及び 21 文字目ないし 2 行目については、本件申告事案の当事者である審査請求人が当然知り得る情報であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）文書 3 の①の不開示部分のうち、上記（ア）で開示すべきとする部分を除く部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことによる被申告事業場への具体的な指導内容及び改善状況の報告期限が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（２）ア（エ）と同様の理由により、法 14 条 3 号イに該当し、同条 3 号ロ及び 7 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書 3 の②の不開示部分について

文書 3 の②の不開示部分には、受領者の職氏名及び印影が記載されており、上記（２）イと同様の理由により、法 14 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（４）別表 2 に掲げる文書 4（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

ア 文書 4 の①の不開示部分について

（ア）文書 4 の①の不開示部分のうち、35 頁及び 36 頁は、当該申告事案に係る関係法令に関する資料であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある

と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 文書4の①の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分に記載された情報は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書4の②の不開示部分について

文書4の②の不開示部分には、申告者である審査請求人からの電話を受けた特定労働基準監督署の職員の意見等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書4の③の不開示部分について

(ア) 文書4の③の不開示部分のうち、256頁は、労働基準監督官が被申告事業場に送付したFAX文書であると認められる。

a このうち、右上の枠内、1行目ないし5行目、6行目1文字目ないし4文字目、12文字目、7行目1文字目ないし17文字目及び8行目ないし11行目は、特定労働基準監督署名、当該FAX文書の項目等であり、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 256頁の7行目18文字目及び19文字目は、労働基準監督官の氏である。労働基準監督官の氏は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、労働基準監督官の氏であることから、「各行政機関における公務員の氏名の

取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、これを開示したとしても特段の支障の生ずるおそれがあるとも認められないことから、同号ただし書イに該当する。また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- c 256頁の6行目5文字目ないし11文字目は、被申告事業場の担当者の職氏名であり、上記(2)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
 - d 256頁のうち、上記aないしcの部分を除く部分には、労働基準監督官の指導に係る手法等に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (イ) 文書4の③の不開示部分のうち、311頁の決裁印欄、315頁の決裁印欄、329頁の決裁印欄及び330頁の決裁印欄は、当該頁の文書を特定労働基準監督署内で供覧するために押された様式印であると認められ、上記(ア)aと同様の理由により、法14条2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。また、当該決裁印欄に押された印影は、特定労働基準監督署の職員の印影であり、上記(ア)bと同様の理由により、同条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (ウ) 文書4の③の不開示部分のうち、329頁の1行目、2行目1文字目ないし3文字目及び11文字目、3行目1文字目、2文字目及び7文字目、330頁の1行目、332頁の1行目ないし3行目、5行目、7行目42文字目ないし45文字目及び22行目、333

頁の2行目並びに336頁の右上の手書き部分は、当該頁の文書の
標題や項目等であり、上記（ア）aと同様の理由により、法14条
2号、3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべき
である。

（エ）文書4の③の不開示部分のうち、329頁の2行目4文字目ない
し10文字目及び12文字目ないし16文字目、3行目3文字目ない
し6文字目、8文字目及び9文字目並びに332頁の4行目は、
特定労働基準監督署等の職員の職氏名であり、法14条2号本文前
段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の
個人を識別することができるものに該当する。

このうち、329頁の2行目4文字目、5文字目、12文字目、
13文字目、3行目3文字目、4文字目、8文字目及び9文字目並
びに332頁の4行目3文字目ないし6文字目は、特定労働基準監
督署等の職員の氏名であり、上記（ア）bと同様の理由により、法
14条2号ただし書イに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのい
ずれにも該当せず、開示すべきである。

また、その余の部分は、特定労働基準監督署等の職員の特定役職
名であり、公務員の職であることから法14条2号ただし書ハに該
当し、また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位そ
の他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に
係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若
しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ
れがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に
支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当
の理由があるとは認められない。したがって、当該部分は、同号た
だし書ハに該当し、同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当
せず、開示すべきである。

（オ）文書4の③の不開示部分のうち、332頁の6行目ないし7行目
41文字目及び23行目ないし25行目については、当該申告事案
の当事者である審査請求人であれば、当然承知している情報である
と認められ、上記（ア）aと同様の理由により、法14条2号、3
号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（カ）文書4の③の不開示部分のうち、上記（ア）ないし（オ）で判断
した部分を除く部分には、当該申告事案について、労働基準監督官
が行った調査事項や調査内容、被申告事業場の見解等が記載されて
おり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したが
って、当該部分は、上記（1）アと同様の理由により、法14条7
号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでも

なく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表2に掲げる文書5（特定事業場から提出された文書）の不開示部分について

ア 文書5の不開示部分のうち、31頁の受付印、103頁の受理印、244頁の受理印、343頁の受理印及び350頁の受付印について

当該部分は、労働基準監督署において、当該文書を受理（受付）した際の受理（受付）印であり、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書5の不開示部分のうち、上記アで開示すべきとする部分を除く部分について

当該部分は、被申告事業場から提出された文書であり、これらの文書が被申告事業場から提出された事実自体が、審査請求人が知り得ることではなく、これらを開示すると、被申告事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表2に掲げる文書7（是正勧告書（控））の不開示部分について

ア 文書7の①の不開示部分について

(ア) 文書7の①の不開示部分のうち、「法条項等」欄、「違反事項」欄及び「是正期日」欄の13行目ないし18行目には、何ら記載されておらず、上記(2)ア(ウ)aと同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべき

である。

(イ) 文書7の①の不開示部分のうち、上記(ア)で開示すべきとする部分を除く部分には、違反法条項、違反事項及びその是正期日に係る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(2)ア(エ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書7の②の不開示部分について

文書7の②の不開示部分には、特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、上記(2)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 別表2に掲げる文書8(労働相談に係る文書)の不開示部分について
文書8の不開示部分には、当該申告事案に係る労働相談を受けた特定労働局における処理状況や意見等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分			2 保有 個人情報 該当性
番号	文書名	非該当部分	
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	⑤ 12頁の「処理経過」欄9行目及び10行目, 13頁の「処理経過」欄3行目, 104頁の「申告事項」欄及び「申告の内容」欄, 111頁の「処理経過」欄22行目ないし24行目, 114頁の「処理経過」欄2行目及び7行目, 115頁の「処理経過」欄14行目, 120頁の「処理経過」欄7行目及び13行目, 122頁の「処理経過」欄8行目, 135頁の「処理経過」欄17行目並びに136頁の「処理経過」欄2行目, 3行目及び6行目2文字目ないし11文字目	該当しない
2	監督復命書及び続紙	④ 183頁の「参考事項・意見」欄1行目11文字目ないし21文字目, 4行目及び5行目並びに184頁の「参考事項・意見」欄1行目及び2行目	該当しない
4	担当官が作成又は収集した文書	④ 556頁1行目ないし12行目, 558頁9行目27文字目ないし10行目及び27行目9文字目ないし16文字目並びに561頁19行目8文字目ないし22文字目	該当しない
6	審査請求人から提出された文書	① 105頁4行目ないし31行目, 108頁17行目ないし23行目, 142頁28行目ないし36行目, 144頁12行目ないし15行目並びに175頁21行目及び27行目27文字目ないし35文字目	該当しない
7	是正勧告書(控)	③ 185頁の「是正確認」欄	該当しない
8	労働相談に係る文書	② 542頁の「相談の内容」欄15行目並びに543頁の2行目及び3行目	該当しない

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし551枚目に1頁ないし551頁と付番したものを「頁」として記載している(別表2においても同様。)

別表 2

1 文書番号, 文書名 及び頁			2 原処分において不開 示とされている部分	3 不 開 示 情 報 該 当 性 (法 14 条)	4 開示すべき部 分
番 号	文書 名	頁			
1	申告 処理 台帳 及び 申告 処理 台帳 続紙	1 ないし 1 4, 104 , 109 ないし 138 , 518, 530, 5 31 及び 5 41	① 2 頁の 10 行目ない し 16 行目, 14 頁の 「処理経過」欄 13 行 目及び 14 行目, 12 4 頁の「処理経過」欄 3 行目ないし 5 行目, 125 頁の「処理経過」 欄 13 行目, 14 行目, 17 行目及び 1 8 行目, 126 頁の 「処理経過」欄 1 行目 及び 2 行目, 135 頁 の「処理経過」欄 1 行 目及び 2 行目, 138 頁の「処理経過」欄 1 3 行目及び 14 行目, 518 頁の「完結区分」 欄並びに 531 頁 の「完結区分」欄	5 号及 び 7 号 イ	なし
			② 4 頁の「処理経過」 欄 1 行目, 2 行目, 2 5 行目及び 26 行目, 11 頁の「処理経過」 欄 1 行目ないし 3 行 目, 5 行目及び 6 行 目, 12 頁の「処理経過」 欄 13 行目ないし 15 行目, 14 頁の	2 号, 5 号及 び 7 号 イ	4 頁の「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目 116 頁の「処理経過」欄 5 行目 1 文字目ないし 10 文字目 124 頁の「処理

			<p>「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目， 1 1 6 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目， 1 1 9 頁の「処理経過」欄 5 行目， 1 2 4 頁の「処理経過」欄 1 行目， 7 行目及び 8 行目， 1 2 6 頁の「処理経過」欄 1 7 行目， 1 2 7 頁の「処理経過」欄 1 3 行目及び 1 4 行目， 1 3 4 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目並びに 1 3 5 頁の「処理経過」欄 5 行目及び 6 行目</p>		<p>経過」欄 8 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目</p>
			<p>③ 4 頁の「処理経過」欄 4 行目ないし 1 0 行目及び 2 9 行目ないし 3 1 行目， 7 頁の「処理経過」欄 1 行目及び 3 行目， 1 2 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 7 行目， 1 4 頁の「処理経過」欄 9 行目及び 1 0 行目， 1 1 4 頁の「処理経過」欄 1 7 行目， 1 9 行目及び 2 0 行目， 1 1 6 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目， 1 1 8 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目及び 5 行目ないし 7 行目， 1 1 9 頁の「処理経過」欄 1 3 行目ないし</p>	<p>2 号， 3 号イ， 5 号及び 7 号イ</p>	<p>なし</p>

			16行目, 126頁の「処理経過」欄21行目及び22行目, 127頁の「処理経過」欄17行目及び18行目並びに131頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目		
			④ 14頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目, 116頁の「処理経過」欄8行目ないし12行目並びに130頁の「処理経過」欄1行目及び2行目	3号イ, 5号及び7号イ	130頁の「処理経過」欄1行目
			⑤ 12頁の「処理経過」欄9行目及び10行目, 13頁の「処理経過」欄3行目, 104頁の「申告事項」欄及び「申告の内容」欄, 111頁の「処理経過」欄22行目ないし24行目, 114頁の「処理経過」欄2行目及び7行目, 115頁の「処理経過」欄14行目, 120頁の「処理経過」欄7行目及び13行目, 122頁の「処理経過」欄8行目, 135頁の「処理経過」欄17行目並びに136頁の「処理経過」欄2行目, 3行目及び6行目2文字目ないし11文字目	保有個人情報非該当	なし

			⑥ 104頁の「申告事項」欄及び「申告の内容」欄を除く部分	新たに開示	—
2	監督復命書及び続紙	28, 29, 183, 184, 340及び341	① 28頁の「労働者数」欄の不開示部分, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄4行目及び5行目, 「是正期日」欄1行目, 29頁の「参考事項・意見」欄, 183頁の「労働者数」欄の不開示部分, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「署長判決」欄, 「違反法条項・指導事項等」欄1行目及び2行目, 「是正期日」欄1行目ないし3行目, 184頁の「参考事項・意見」欄3行目ないし26行目, 340頁の「労働者数」欄の不開示部分, 「労働組合」欄, 「週所定労働時間」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄4行目及び5行目, 「是正期日」欄1行目並びに341頁の「参考事項・意見」欄	3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	28頁の「参考事項・意見」欄4行目 29頁の「参考事項・意見」欄4行目及び9行目 184頁の「参考事項・意見」欄3行目ないし4行目20文字目, 35文字目ないし5行目32文字目, 12行目, 16行目8文字目ないし17文字目, 18行目ないし22行目11文字目及び25行目1文字目ないし8文字目 340頁の「参考事項・意見」欄4行目 341頁の「参考事項・意見」欄4行目及び9行目
			② 28頁, 183頁及び340頁の「面接者職氏名」欄	2号	なし
			③ 183頁の「参考事項・意見」欄1行目2	7号イ	なし

			2文字目ないし34文字目及び3行目19文字目ないし31文字目		
			④ 183頁の「参考事項・意見」欄1行目11文字目ないし21文字目, 4行目及び5行目並びに184頁の「参考事項・意見」欄1行目及び2行目	保有個人情報非該当	なし
3	指導票 (控)	30, 186及び342	① 30頁の12行目14文字目ないし18文字目及び「指導事項」欄の不開示部分, 186頁の12行目14文字目ないし18文字目及び「指導事項」欄並びに342頁の12行目14文字目ないし18文字目及び「指導事項」欄の不開示部分	3号イ及びロ並びに7号イ	30頁の「指導事項」欄1行目1文字目ないし17文字目及び21文字目ないし2行目 342頁の「指導事項」欄1行目1文字目ないし17文字目及び21文字目ないし2行目
			② 30頁, 186頁及び342頁の「受領年月日受領者職氏名」欄の不開示部分	2号	なし
4	担当官が作成又は収集した文書	18ないし21, 32ないし39, 48ないし61, 180ないし182, 187ないし192, 228, 246, 255, 256,	① 32頁ないし39頁及び48頁ないし61頁 ② 180頁5行目22文字目ないし42文字目及び19行目27文字目ないし20行目並びに182頁12行目2文字目ないし20文字目	5号及び7号イ 7号イ	35頁及び36頁 なし

		2 9 3 ない し 2 9 6 , 3 1 1 , 3 1 2 , 3 1 5 , 3 1 6 , 3 2 0 ない し 3 2 7 , 3 2 9 ない し 3 3 9 及び 5 5 2 ないし 5 6 2	③ 1 8 7 頁 ないし 1 9 2 頁 , 2 2 8 頁 , 2 4 6 頁 , 2 5 5 頁 , 2 5 6 頁 , 2 9 3 頁 ないし 2 9 6 頁 , 3 1 1 頁 , 3 1 2 頁 , 3 1 5 頁 , 3 1 6 頁 , 3 2 0 頁 ない し 3 2 7 頁 及び 3 2 9 頁 ないし 3 3 9 頁	2 号 , 3 号 イ , 5 号 及び 7 号 イ	2 5 6 頁 の 右 上 の 枠 内 , 1 行 目 ない し 5 行 目 , 6 行 目 1 文 字 目 ないし 4 文 字 目 , 1 2 文 字 目 及び 7 行 目 ない し 1 1 行 目 3 1 1 頁 の 決 裁 印 欄 3 1 5 頁 の 決 裁 印 欄 3 2 9 頁 の 決 裁 印 欄 及び 1 行 目 ない し 3 行 目 3 3 0 頁 の 決 裁 印 欄 及び 1 行 目 3 3 2 頁 の 1 行 目 ないし 7 行 目 4 5 文 字 目 及び 2 2 行 目 ないし 2 5 行 目 3 3 3 頁 の 2 行 目 3 3 6 頁 の 右 上 の 手 書 き 部 分
			④ 5 5 6 頁 1 行 目 ない し 1 2 行 目 , 5 5 8 頁 9 行 目 2 7 文 字 目 ない し 1 0 行 目 及び 2 7 行 目 9 文 字 目 ないし 1 6 文 字 目 並 び に 5 6 1 頁 1 9 行 目 8 文 字 目 ない し 2 2 文 字 目	保 有 個 人 情 報 非 該 当	なし
5	特 定 事 業 場 か ら 提 出 さ れ た	3 1 , 4 0 ないし 4 7 , 6 2 ない し 1 0 3 , 1 9 3 ない し 2 2 7 ,	対 象 文 書 全 体	2 号 , 3 号 イ 及 び ロ , 5 号 並 び に 7 号 イ	3 1 頁 の 受 付 印 1 0 3 頁 の 受 理 印 2 4 4 頁 の 受 理 印 3 4 3 頁 の 受 理 印 3 5 0 頁 の 受 付 印

	文書	2 2 9 ない し 2 4 5 , 2 4 7 ない し 2 5 4 , 2 5 7 ない し 2 9 2 , 2 9 7 ない し 3 1 0 , 3 1 3 , 3 1 4 , 3 1 7 ないし 3 1 9 , 3 2 8 及び 3 4 3 ないし 5 1 7			
6	審査 請求 人か ら提 出さ れた 文書	1 0 5 ない し 1 0 8 , 1 3 9 ない し 1 7 9 , 5 1 9 ない し 5 2 9 及 び 5 3 2 な いし 5 4 0	① 1 0 5 頁 4 行目ない し 3 1 行目, 1 0 8 頁 1 7 行目ないし 2 3 行 目, 1 4 2 頁 2 8 行目 ないし 3 6 行目, 1 4 4 頁 1 2 行目ないし 1 5 行目並びに 1 7 5 頁 2 1 行目及び 2 7 行目 2 7 文字目ないし 3 5 文字目	保有個人 情報 非該当	なし
			② 1 0 5 頁 1 行目ない し 3 行目及び 3 2 行目 ないし 3 5 行目	新たに 開示	—
7	是正 勧告 書 (控)	1 8 5	① 9 行目 1 1 文字目な いし 1 0 行目 2 5 文字 目, 1 6 行目ないし 1 8 行目並びに「法条項 等」欄, 「違反事項」欄 及び「是正期日」欄の 1 行目ないし 1 8 行目	3 号イ 及びロ , 5 号 並びに 7 号イ	「法条項等」欄, 「違反事項」欄及 び「是正期日」欄 の 1 3 行目ないし 1 8 行目
			② 「受領年月日受領者 職氏名」欄の受領者職	2 号	なし

			氏名		
			③ 「是正確認」欄	保有個人情報非該当	なし
			④ 上記①ないし③を除く部分	新たに開示	—
8	労働相談に係る文書	15ないし17, 22ないし27及び542ないし551	① 543頁, 545頁, 547頁の「処理状況・意見」欄, 548頁の「相談の内容」欄13行目ないし20行目, 549頁の1行目及び550頁の「相談の内容」欄13行目ないし20行目	7号イ	なし
			② 542頁の「相談の内容」欄15行目並びに543頁の2行目及び3行目	保有個人情報非該当	なし